

確認結果票作成に当たっての解説

(土壌汚染対策法等の手続確認編)

Ⅲ 土壌汚染対策法等の手続確認

1. 概要

元請建設工事事業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続(土壌汚染対策法や条例の届出の可否等)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を達成するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し現場掲示ください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存ください。

2. 手続確認事項

2-1. 土壌汚染対策法の手続確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

(1) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)の届出の可否

以下①～③の対応可否をご確認ください。④は2-1(3)に該当した場合に届出の可否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

①法第3条関係

ア. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第1項)。

イ. 操業を続けることを理由に一時的に2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

②法第4条関係

ア. 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

③法第14条関係

自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

④法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

(2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

①法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

②法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

③法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第1項)。

(3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)(2)の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手続確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。
(「5. 手続の確認フロー」で示したSTEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。)
加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

4. 補足説明

(1) 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

(2) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や4(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

(3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、900m²未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります。)

(4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しないう行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地における形質変更も適用対象外になります。)

(5) 要措置区域等

要措置区域又は形質変更時要届出区域のことを指します。

■要措置区域

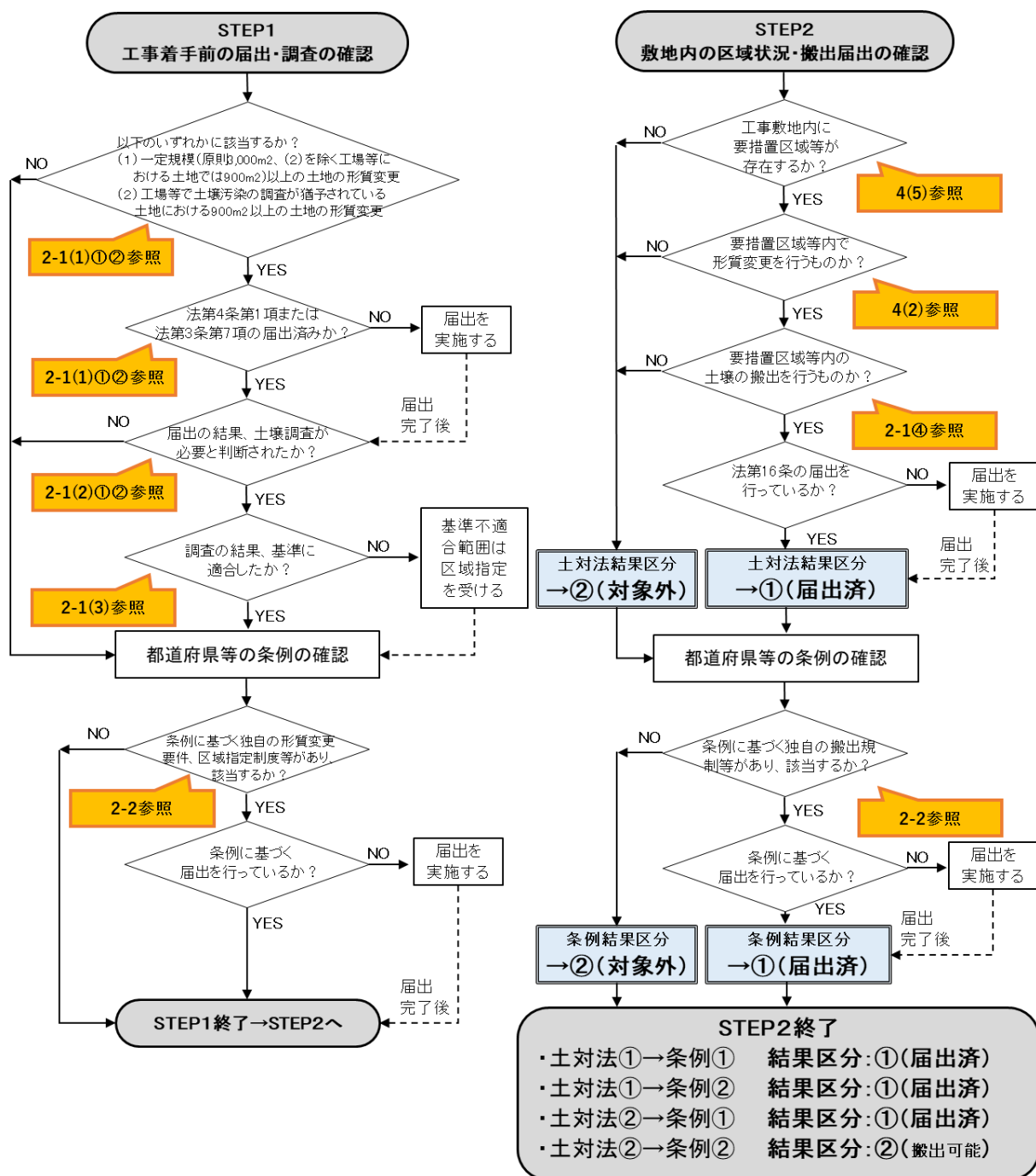
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■形質変更時要届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



問合せ先 環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
03-5521-8322